審　査　基　準

令和５年５月１日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第 78 条第５項
処 分 の 概 要：道路使用許可証の再交付
原権者（委任先）：警察署長（交通部高速道路交通警察隊長を含む）
法 令 の 定 め： 道路交通法施行規則第 12 条（道路使用許可証の再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：３日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：　申請書は、使用する道路を管轄する警察署の交通課窓口（高速自動車国道に係るものについては、交通部高速道路交通警察隊本隊又は各分駐隊）に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通規制課企画管理係（電話 025-285-0110 内線 5174）
備　　考：